

3.入院時食事療養費及び居住費

※1ヶ月を30日とする。

① 地域包括ケア(A病棟)・精神科(E病棟)

1食510円(1日1,530円/1ヵ月45,900円)

※指定難病の方は1食280円(1日840円/1ヵ月25,200円)

▶軽減制度・・・住民税非課税世帯が対象となります。

90日までの入院 1食240円 (1日720円/1ヵ月21,600円)

90日以降の長期入院該当者 1食190円 (1日570円/1ヵ月17,100円)

住民税非課税でかつ年金収入80万円以下 1食110円 (1日330円/1ヵ月9,900円)

② 医療療養(C病棟)

1食510円+居住費370円 (1日1,900円/1ヵ月57,000円)

※指定難病の方は1食280円 (1日840円/1ヵ月25,200円)

▶軽減制度・・・住民税非課税世帯が対象となります。

90日までの入院 1食240円+370円 (1日1,090円/1ヵ月32,700円)

90日以降の長期入院該当者 1食190円+370円 (1日940円/1ヵ月28,200円)

※医療区分Iの場合

1食240円+370円 (1日1,090円/1ヵ月32,700円)

住民税非課税で 1食110円+370円 (1日700円/1ヵ月21,000円)

かつ年金収入80万円以下

※医療区分Iの場合

1食140円+370円 (1日790円/1ヵ月23,700円)

※医療区分Iの場合、長期入院認定の対象にはなりません。

▶尚、65歳未満の方、指定難病の方、老齢福祉年金受給者の方は、居住費の負担はありません。